

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

極秘
無期限
8部の内
号

はかまにいが望ましい。

上記一の基本ライルは間一二支拂上生ずべき
要問題は、次とす。

(1) 單純な領海直進又は一時寄港の事前拂
及対象外の除外するための基準は何れ。
(2) 領海直進中又は一時寄港中の塔載核兵器
の使用する事態が発生する際の如何の扱い。
(3) 航空機による領空直進又は一時寄港の
場合の艦艇に対する異常取扱い。

上記の理由、如何。

(4) 戰異核(木製又等)の搬入、上記(1)(2)(3)

事前協議問題 12→17
四九・一・二九

一 日米交換に於ける実現すべき基本のイレハ
と本件の考え方。

(1) 日本軍事上、事前協議の対象となる「核兵器」
a 日本へ「持込」の「概念の明確化」原則
b 軍事上、如何に領海（領空）通過を「一時寄港」
は、二本の合意不成立とする確立する。
(2) 同時、事前協議の対象となる「軍事的行動」
h 本件の基盤として「使用」、「概念の明確化」

大五

第前節義問直

四九·一。二九

(於次官室)

卷之二

極
秘
無期限
△部の内
5号

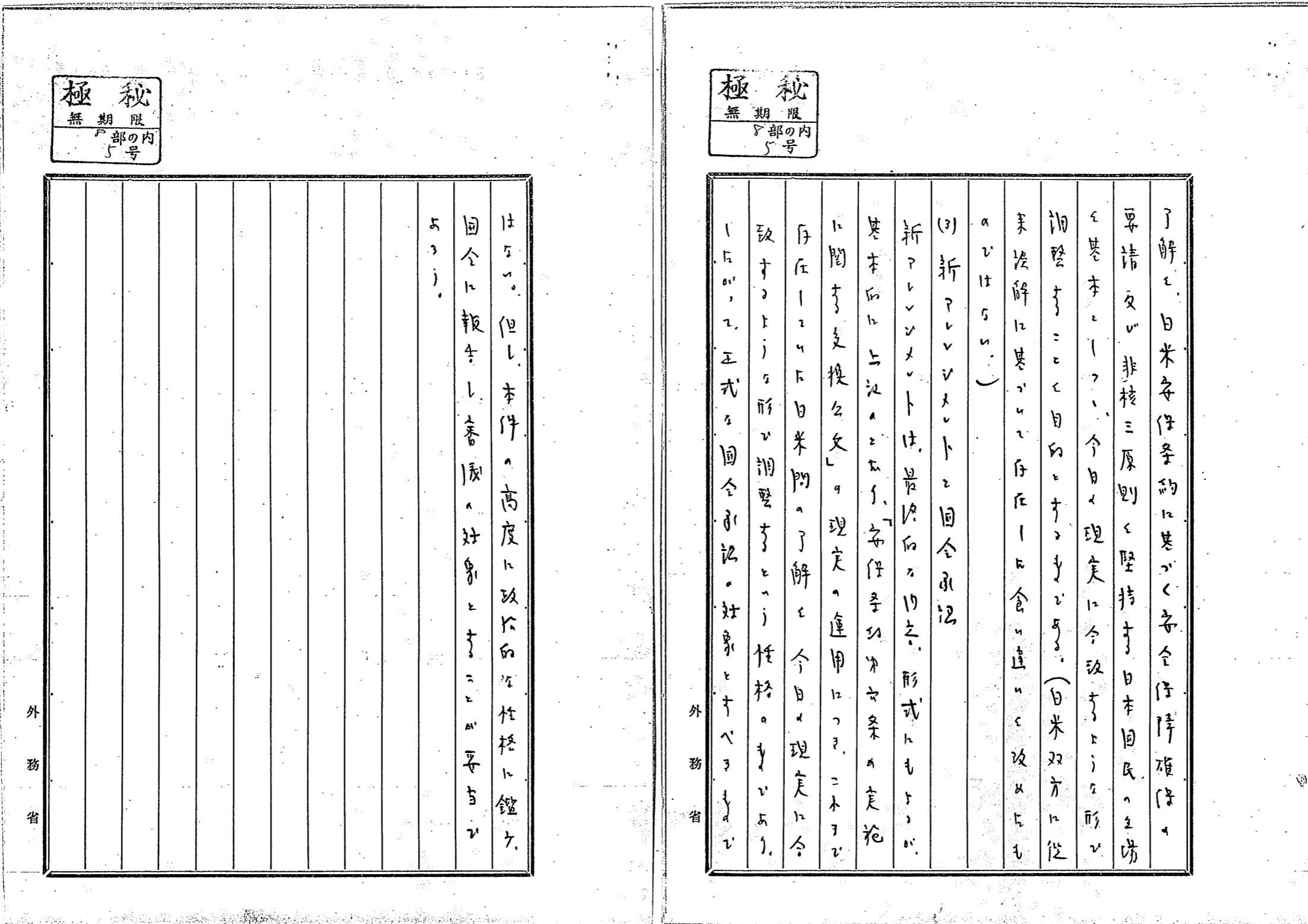
大臣
三、日米支特人結果行ひ木、新アレジメント
对内的口考慮ナベニ主要其は北アヒト。
(1) 非核三原則と關係
上記(1)の内容は、又くヨリモ「核兵器」日本へ
許可ナシスニ認ムニシビハリ。非核三原則
「指込ケ」。概念明確化ナシテ、「指込ケ」
許可ナシスニ認ムニシビハリ。非核三原則
「指込ケ」と同一事務ニ対象として原則レガリ。
一方、新アレジメントトヨリ「非核三原則」は影響
シ度ナシ。

(2) 日米双方の從事の立場との關係
本件支撑は、最近、戦術核の署名交達に伴い
核兵器問題、実体上即ち、從事の日半間

極
秘
無期限
△部の内
6号

(5) 一時停戦
対象は、施設已成、既に立オヘリ。
(6) 事故が発生した場合、米国政府の責任は、以
協定による（第一八条）
(7) 一時停戦期間、割合を定むべし。
三、日米支特人結果行ひ木、新アレジメント
対内的口考慮ナベニ主要其は北アヒト。
(1) 非核三原則との關係如何説明す。
(2) 日米双方の從事の立場との關係如何説明
(3) 新アレジメントは、完全承認、対象ニ付ス。

外務省



外務省